

# 前橋市国民健康保険税条例の改正の専決処分について（報告第2号）

国民健康保険課

## 1 改正の理由

地方税法施行令の改正に伴い、所要の改正を行った。

## 2 内容

- (1) 国民健康保険税の基礎課税額（医療給付費分）に係る課税限度額を現行の58万円から61万円に引き上げる。
- (2) 国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を現行の27万5,000円から28万円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を現行の50万円から51万円に引き上げる。

## 3 施行日

平成31年4月1日

平成31年4月1日施行

## 1 国民健康保険税の課税限度額の見直し

## (1) 課税限度額の引上げ

区 分	医療給付費分	後期高齢者支 援金分	介護納付金分 (40歳～64歳)	合 計
現 行	<u>58万円</u>	<u>19万円</u>	<u>16万円</u>	<u>93万円</u>
改正後	<u>61万円</u> (+3万円)	<u>19万円</u> (据置)	<u>16万円</u> (据置)	<u>96万円</u> (+3万円)

## 【参考】

限度額に達する収入及び所得

区 分	限度額	給与収入(給与所得)
現 行	93万円	1,046万円(826万円)
改正後	96万円	1,090万円(870万円)

※給与収入を有する単身世帯(40歳～64歳)の場合

## 2 国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

## (1) 5割軽減 … 軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

区 分	軽 減 判 定 所 得 の 算 定 基 準 (世帯主+国保加入者+特定同一世帯所属者の前年総所得金額等)
現 行	<u>33万円+27.5万円</u> ×(国保加入者+特定同一世帯所属者の数)を超えない世帯 (例)3人世帯で1人だけ給与収入がある場合:年収98万円超 <u>190.7万円</u> 以下が対象
改正後	<u>33万円+28万円</u> ×(国保加入者+特定同一世帯所属者の数)を超えない世帯 (例)3人世帯で1人だけ給与収入がある場合:年収98万円超 <u>193.1万円</u> 以下が対象

## (2) 2割軽減 … 軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

区 分	軽 減 判 定 所 得 の 算 定 基 準 (世帯主+国保加入者+特定同一世帯所属者の前年総所得金額等)
現 行	<u>33万円+50万円</u> ×(国保加入者+特定同一世帯所属者の数)を超えない世帯 (例)3人世帯で1人だけ給与収入がある場合:年収 <u>190.7万円</u> 超 <u>287.1万円</u> 以下が対象
改正後	<u>33万円+51万円</u> ×(国保加入者+特定同一世帯所属者の数)を超えない世帯 (例)3人世帯で1人だけ給与収入がある場合:年収 <u>193.1万円</u> 超 <u>291.5万円</u> 以下が対象

※「特定同一世帯所属者」とは、後期高齢者医療制度に移行する直前の医療保険が国保の者